

1.化学物質及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当
TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂 平成18年7月7日

化学物質等のコード : 1332-8150

化学物質等の名称 : 塩化水銀(II) 塩化第二水銀 昇こう

2.危険有害性の要約

分類の名称 猛毒性物質
危険性:
有害性: 摂取した場合非常に有毒 急性毒性物質
環境影響: 水銀として指定あり(水質)

3.組成、成分情報

単一製品・混合物の区別: 単一製品
化学名: 塩化水銀(II)
成分及び含有量: 99.5%以上(乾燥後)
化学式又は構造式: $HgCl_2$
官報公示整理番号
化審法番号: 1-226
安衛法番号: 特化則第二类物質 表示物質
CAS.: 7487-94-7

4.応急処置

目に入った場合 : 直ちに大量の水で15分以上洗い流す。
皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染された衣服や靴等を脱がせる、直ちに
付着又は接触部を石けん水で洗浄し多量の水を用
いて洗い流す。
吸入した場合 : 鼻をかみ、うがいをさせる。
飲み込んだ場合 : 牛乳、卵、ゼラチン等水銀と結合しやすいタンパ
ク質を含む食物を摂取させ、出来るだけ吐かせ、
直ちに医師の診察を受ける。

5.火災時の処置

消火方法: 火災時には速やかに容器を安全な場所に移す、移
動不可能な場合には容器及び周囲に散水して冷却
する。
散水作業の際には必ず保護マスク等の保護具をつ
ける
消火剤:

6.漏出時の措置

飛散した場所の周辺にはロ-プを張る等して人の立入りを禁止する。
作業の際には必ず保護具を着用し、風下で作業しない。
飛散したものは、空容器に出来るだけ回収しそのあと消石灰、ソーダ灰
等の水溶液を用いて洗い流す、この場合、濃厚な廃液が河川等に排出さ
れないよう注意する。

7.取扱いおよび保管上の注意

取扱い: 長時間に及ぶ作業の場合には保護眼鏡、保護手袋、保
護長靴、保護衣、防塵マスクを使用する。
保管: 漏洩に注意し、専用の冷暗所に貯蔵する。
毒劇法に準拠した場所に保管、貯蔵する。

8.暴露防止及び保護措置

管理濃度: Hgとして 0.5mg/m³
許容濃度: 日本産業衛生学会: 0.5mg/m³
ACGIH: TLV-STEL 0.15 mg/m³
設備対策: TLV-TWA 0.05 mg/m³
保護具 呼吸用保護具、保護眼鏡、保護手袋、保護衣、

保護長靴

9.物理的及び化学的性質

外觀等：白くて重い結晶又は、結晶性粉末で、熱すると揮散する。水及びエチルエーテルにややとけやすく、エタノールに溶けやすい。水溶液は酸性である。
沸点：304 蒸気圧：揮発性：
融点：277 比重又は高比重：5.44 (20)
溶解度 水：3.6g/100ml(0) 61.3g/100ml(100)

10.安定性及び反応性

引火点： 発火点：
爆発限界 上限： 下限：
可燃性：
発火性(自然発火性、水との反応性)：なし
酸化性：
自己反応性：爆発性：りん、アンチモン、ひ素、銀塩と接触混合すると加(混触危険) 熱又は、衝撃により爆発することがある。
粉じん爆発性：
安定性・反応性：300 以上に加熱すると昇華して有毒な蒸気を発生する

11.有害性情報(人についての症例、疫学的情報を含む)

皮膚腐食性：皮膚炎をおこすことがある。
刺激性(皮膚、目)：粘膜等が刺激される。傷口に触れた場合に強い刺激作用がある。
感受性：
急性毒性：吸入すると、鼻、喉、気管支、粘膜を刺激し口腔、咽頭に炎症を起こし水銀中毒を起こすことがある
致死量 0.2-0.4g
LD50 経口ラット 1 mg/ kg LD50 皮膚ラット 41mg/ kg
LD50 経口人間 29mg/ kg
慢性毒性：
がん原性(微生物、染色体異常)：
生殖毒性：
催奇形性：
その他(水と反応して有害なガスを発生する等を含む)：

12.環境影響情報

分解性：
蓄積性：
魚毒性：
その他：

13.廃棄上の注意

埋立又は、投棄をおこなわないこと、外部に委託する場合は、都道府県知事の許可を受けた、産業廃棄物処理業者に運搬又は、処分を委託する少量の廃棄については、毒劇物取締りに基づく廃棄の方法に関する基準に従って行なう。(還元焙焼法、沈殿隔離法)

14.輸送上の注意

堅固な容器を使用し包装を確実にする、また容器、包装に名称、取扱い上の注意事項を表示する。
輸送に関する国際規制
陸上輸送 : データなし
海上輸送 : データなし
航空輸送 : データなし
国連分類番号 : クラス 6.1 毒物
国連番号 : 1624

15.適用法令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)別表第一 175
労働安全衛生法施行令等の一部改定第18の2別表第9「名称等を通知すべき有害物」314
消防法：届出指定物質 30kg以上該当
安衛法：特化則第二類表示物質
毒劇法：指定令第一条17項 毒物
道路法：第46条第3項

16.その他の情報

参考文献

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ 化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ 化学工業日報社(2000)
化学物質の危険・有害便覧 中央労働災害防止協会編
化学大辞典 共同出版
安衛法化学物質 化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版) 医歯薬出版
化学物質安全性データブック オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) 三共出版
化学物質の危険・有害性便覧 労働省安全衛生部監修
中央労働災害防止協会編

このデータは作成の時点における知見によるものですが、かならずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。